平成２３年（フ）第４４６号
和歌山市築港５丁目５番地の１　ニューハイツ光陽Ｃ棟201
債務者　道本　和美
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４５０号
和歌山市紀三井寺664番地の20
債務者　岩尾千代子
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４５１号
和歌山市築港５丁目９番地の11　港荘１Ｆ－３号
債務者　髙橋　秀幸
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５９号
熊本県荒尾市本井手488番地
債務者　米田　裕章
１　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１３８号
山口県防府市岩畠３丁目６番28号　アメニティー原田Ａ棟102、住民票上の住所山口県防府市大字牟礼938番地の１
債務者　岡本　裕二
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
山口市江崎3906番地
債務者　西村　宗也
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
福島県いわき市小名浜島字榎内９番地の１
債務者　鈴木ユリ子
１　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５９号
北海道北見市高栄西町３丁目６番10号
債務者　秋田谷藤子（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第８８１号
埼玉県和光市新倉１丁目29番79号　並木コーポ204
債務者　森　　重樹
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５３号
埼玉県久喜市桜田１丁目４番１―916
債務者　近藤　繭子（旧姓末吉）
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４００号
さいたま市西区大字佐知川1500番地16
債務者　中山　　悟
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０１号
さいたま市西区大字佐知川1500番地16
債務者　中山　一代
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４６号
さいたま市浦和区常盤10丁目15番14号　浦和グリーンマンション206号室
債務者　吉田　隆弘
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８０号
埼玉県上尾市大字久保65番地１　セントラルコート上尾ジョワイユ801
債務者　宮澤　資佳
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９２号
埼玉県新座市栗原１丁目６番19―603号
債務者　木下久美子
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２９号
埼玉県川口市芝３丁目15番10号、旧住所埼玉県草加市松原２丁目Ｂ51番209号
債務者　浅井　範子
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５９号
さいたま市中央区上峰４丁目11番22―402号、旧住所さいたま市桜区山久保２丁目16番１号606
債務者　吉浦　吉一
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係